

2024年8月2日  
日本郵便株式会社

郵便書簡の内容品制限の撤廃に関する内国郵便約款の変更に係る認可取得

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 千田 哲也）は、2024年6月13日（木）付けで、総務大臣などに郵便書簡の内容品制限の撤廃に関する内国郵便約款の変更認可申請を行っていたところ、本日、申請のとおり認可を取得しましたのでお知らせします。

詳細は、以下のとおりです。

1 変更の内容

現在、郵便書簡の内容品（封入できる物）は、写真や紙片などで薄い物に限定していますが、厚さの制限（1 cm）を設けた上で、その範囲内であれば郵便書簡に封入できる物の制限を撤廃します。

なお、重量（25g まで）などの差出条件に変更はありません。

2 実施日

2024年10月1日（火）

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00~21:00

ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに「1」を選択してください。

おかけ間違いのないようご注意ください。